

記入例

(1) 新規の特別徴収を始める場合（個人納付→給与差引）

※ この届出書は、新しく特別徴収を開始する場合に提出してください。

給与支払報告 特別徴収 にかかる給与所得者異動届書

※ 異動（新規・退職・転勤・休職等）があった場合は、翌月の10日までに必ず提出してください。

受付印

平成 年10月10日 提出 高原町長 様		給与支払者 高原町長 様	名称 高原税務事務所	特別徴収義務者 指定番号 1574	個人番号
所在地 高原町大字西麓899番地		担当者 氏名 高原 街朗	電話 0984 - 42 - 2113		
給与所得者 フリガナ たかはる まちこ 氏名 高原 真智子 (旧姓 広原) 生年月日 M・T・C・H 55 年 3 月 3 日生 異動後の新住所 〒 889-4412 現住所 高原町大字蒲牟田908番地	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円 120,000	(イ) 徴収済額 月から 月まで 円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 円 ※新規特別徴収の場合 普通徴収 2 期まで納付済み 未納金は特別徴収に繰り入れ 特別徴収開始 10 月より	異動年月日 平成 年 9 月 30 日	異動の事由 ① 新規 ② 退職 ③ 転勤 ④ 休職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 育児休業 ⑧ その他
		異動後の未徴収税額の徴収 ① 新規特別徴収 ② 特別徴収継続 (給与差引継続) ③ 一括徴収をして 月分と 合わせて納入します。 ④ 普通徴収 (残額個人請求)		1月1日から退職 までの給与支払額 (賞与を含む) 円 控除社会保険料 円	

高原町から送付した特別徴収税額
決定通知書の指定番号を記入して
ください。

普通徴収（個人納付）の人が何期
まで支払済かを記入してください。
※普通徴収は全4期となります。

新規に特別徴収を何月から開始
するかを記入してください。

◎ 一括徴収 退職等により残税額(未徴収税額)を最後の給与又は退職金より一括して徴収する場合

一括徴収の申出	異動者印
平成 年 月 日	

一括徴収とは、残税額を最後の給与又は退職金から差し引くことです。
 退職の日が翌年1月1日から4月30日までの方については、本人からの申出がない
 場合でも必ず未徴収税額を一括徴収してください。（地方税法321条の5 ②）
 なお、当年6月1日から12月31日までの間は本人申出により一括徴収できます。
 この場合、左欄の申し出期日の記入と押印をお願いします。

一括徴収できない理由

普通徴収を選択した場合、必ず記載して下さい。

- 異動の日が6月1日から12月31日までの間で一括徴収の希望がないため。
- 異動の日が1月1日から4月30日の間で、未徴収税額(上記ウ)の額を
 越える給与、退職金の支払がないため。
- 死亡による退職であるため。
- その他 理由()

◎ 転 勤 転勤等により新しい勤務先において【特別徴収】を希望される場合

転勤先 (特別徴収義務者)	フリガナ 住所	〒	新 特別徴収義務者 指定番号	担当課・係名	残 税 額 円を 月分 から徴収するよう連絡済です。
	フリガナ 名称		転勤先の 担当者名	電話	

町処理欄	異 動 内 容	処 理 日	担当者	新 指 定 番 号	開 始 月

記入例

(2) 退職により普通徴収に切り替える場合

給与支払報告
特別徴収

にかかる給与所得者異動届書

受付印

※ 異動（新規・退職・転勤・休職等）があった場合は、翌月の10日までに必ず提出してください。

特別徴収義務者 指定番号		個人番号	
1574		422111	
担当者 氏名		高原 街朗	
電話		0984 - 42 - 2113	
高原町長 様 平成 年10月10日 提出 給与支払者 名称 (氏名) 所在地 高原税務事務所 印 高原町大字西麓899番地			
給与所得者			
フリガナ	たかはる まちこ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額
氏名	高原 真智子	円	6月から
生年月日	(旧姓 広原) M・T・S・H 55年3月3日生	120,000	9月まで
現住所	異動後の新住所 〒889-4412 高原町大字蒲牟田908番地	円	40,000
		※新規特別徴収の場合 普通徴収 期まで納付済み 未納金は特別徴収に繰り入れ 特別徴収開始 月より	
		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 80,000 円 異動年月日 平成 年 9月30日 異動の事由 1. 新規 2. 退職 3. 転勤 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 育児休業 8. その他	
		異動後の未徴収 税額の徴収 1. 新規特別徴収 2. 特別徴収継続 (給与差引継続) 3. 一括徴収をして 月分と 合わせて納入します。 4. 普通徴収 (残額個人請求)	
		1月1日から退職 までの給与支払額 (賞与を含む) 2,345,678 円 控除社会保険料 345,678 円	

高原町から送付した特別徴収税額
決定通知書の指定番号・個人番号
を記入してください。

※ 退職の場合、退職した年の
1月1日から退職時までの
給料・賞与（総支給額）
を必ず記入してください。

この欄は翌年度の課税資料となり
ますので、必ず記入してください。
支払額は総支給額です。

◎ 一括徴収 退職等により残税額(未徴収税額)を最後の給与又は退職金より一括して徴収する場合

一括徴収の申出	異動者印
平成 年 月 日	

一括徴収とは、残税額を最後の給与又は退職金から差し引くことです。

退職の日が翌年1月1日から4月30日までの方については、本人からの申出がない
場合でも必ず未徴収税額を一括徴収してください。（地方税法321条の5(2)）

なお、当年6月1日から12月31日までの間は本人申出により一括徴収できます。
この場合、左欄の申し出期日の記入と押印をお願いします。

一括徴収できない理由 普通徴収を選択した場合、必ず記載して下さい。	
1.	異動の日が6月1日から12月31日までの間で一括徴収の希望がないため。
2.	異動の日が1月1日から4月30日の間で、未徴収税額(上記(ウ))の額を 越える給与、退職金の支払がないため。
3.	死亡による退職であるため。
4.	その他 理由()

6月から退職するまでの給与から
徴収した税額を記入してください。

◎ 転勤 転勤等により新しい勤務先において【特別徴収】を希望される場合

転勤先 (特別徴収義務者)	フリガナ	住所	〒	新 特別徴収義務者 指定番号	担当課・係名	残 税 額 円を 月分 から徴収するよう連絡済です。
	フリガナ	住所				
	名称			転勤先の 担当者名	電話	

異動後の住所を記入してください。
異動後の住所が不明の時は、給与
の支払を受けなくなった当時の住所
を記入して下さい。

町処理欄	異 動 内 容	処 理 日	担当者	新 指 定 番 号	開 始 月

※ 異動（退職・転職・休職等）があった場合は、翌月10日までに必ず提出して下さい。

記入例

(3) 退職により残税額を一括徴収した場合

給与支払報告
特別徴収

にかかる給与所得者異動届書

※ 異動（新規・退職・転勤・休職等）があった場合は、翌月の10日までに必ず提出してください。

受付印		特別徴収義務者 指定番号		個人番号	
高原町長 様		1574		422111	
平成 年10月10日 提出		担当者 氏 名		高原 街朗	
給与支払者 (特別徴収義務者)		電話		0984 - 42 - 2113	
名 称 (氏 名)		所在地		高原 真智子	
給与所得者		名称		高原町大字西麓899番地	
フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)	(イ) 徴 収 済 額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日
氏 名		120,000 円	6 月から 9 月まで	80,000 円	平成 年 9月30日
生年月日		異動後の新住所		異動の事由	
M・T・S・H 55 年 3 月 3 日生		〒 889-4412		1. 新規 2. 退職 3. 転勤 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 育児休業 8. その他	
現住所		高原町大字蒲牟田908番地		異動後の未徴収 税額の徴収	
				1. 新規特別徴収 2. 特別徴収継続 (給与差引継続) 3. 一括徴収をして 9 月分と 合わせて納入します。 4. 普通徴収 (残額個人請求)	
				1月1日から退職 までの給与支払額 (賞与を含む)	
				2,345,678 円	
				控除社会保険料	
				345,678 円	

高原町から送付した特別徴収税額
決定通知書の指定番号・個人番号
を記入してください。

残った税額を、何月分の特別徴収
税額と合わせて納入するかを記入
してください。

この欄は翌年度の課税資料となり
ますので、必ず記入してください。
支払額は総支給額です。

◎ 一括徴収 退職等により残税額(未徴収税額)を最後の給与又は退職金より一括して徴収する場合

一括徴収の申出	異動者印
平成 年 9月30日	高原

一括徴収とは、残税額を最後の給与又は退職金から差し引くことです。
退職の日が翌年1月1日から4月30日までの方については、本人からの申出がない
場合でも必ず未徴収税額を一括徴収してください。(地方税法321条の5 ②)
なお、当年6月1日から12月31日までの間は本人申出により一括徴収できます。
この場合、左欄の申し出期日の記入と押印をお願いします。

一括徴収できない理由

普通徴収を選択した場合、必ず記載して下さい。

1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で一括徴収の希望がないため。
2. 異動の日が1月1日から4月30日の間で、未徴収税額(上記(ウ))の額を
越える給与、退職金の支払がないため。
3. 死亡による退職であるため。
4. その他 理由()

異動後の住所を記入してください。
異動後の住所が不明の時は、給与
の支払を受けなくなった当時の住所
を記入して下さい。

◎ 転 勤 転勤等により新しい勤務先において【特別徴収】を希望される場合

フリガナ	住所	〒	新 特別徴収義務者 指定番号	担当課・係名	残 税 額
フリガナ	住所	〒	転勤先の 担当者名	電話	円を 月分
フリガナ	住所	〒	転勤先の 担当者名	電話	から徴収するよう連絡済です。

12月31日までに退職された場合には、本人申出を証するため、期日
記入・押印をお願いします。
なお、1月1日以降の退職の場合は
不要です。

町処理欄	異 動 内 容	処 理 日	担当者	新 指 定 番 号	開 始 月

※ 異動（退職・転職・休職等）があった場合は、翌月10日までに必ず提出して下さい。

記入例

(4) 転勤・転職の場合

※ この届出書は、転勤・転職して新しい勤務先で引き続き特別徴収を継続する場合に、元の給与支払者から新しい給与支払者を明示して提出するものです。

給与支払報告 特別徴収 にかかる給与所得者異動届書

※ 異動（新規・退職・転勤・休職等）があった場合は、翌月の10日までに必ず提出してください。

受付印

特別徴収義務者 指定番号 1574		個人番号 422111	
担当 氏名 高原 街朗		電話 0984 - 42 - 2113	
給与支払者 （特別徴収義務者） 名称 （氏名） 所在地 高原町大字西麓899番地		給与所得者 フリガナ たかはる まちこ 氏名 高原 真智子 （旧姓 広原） 生年月日 M・T・S・H 55年3月3日生 異動後の新住所 〒889-4412 現住所 高原町大字蒲牟田908番地	
特別徴収税額 （年税額） 円 120,000	徴収済額 6月から 9月まで 円 40,000	未徴収税額 （ア）-（イ） 80,000円 ※新規特別徴収の場合 普通徴収 期まで納付済み 未納金は特別徴収に繰り入れ 特別徴収開始 月より	異動年月日 平成 年 9月30日 異動の事由 1. 新規 2. 退職 3. 転勤 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 育児休業 8. その他
異動後の未徴収 税額の徴収 1. 新規特別徴収 2. 特別徴収継続 （給与差引継続） 3. 一括徴収をして 月分と 合わせて納入します。 4. 普通徴収 （残額個人請求）		1月1日から退職 までの給与支払額 （賞与を含む） 円 控除社会保険料 円	

※ 退職の場合、退職した年の一月一日から退職時までの給料・賞与（総支給額）を必ず記入してください。

◎ 一括徴収 退職等により残税額（未徴収税額）を最後の給与又は退職金より一括して徴収する場合

一括徴収の申出	異動者印
平成 年 月 日	

一括徴収とは、残税額を最後の給与又は退職金から差し引くことです。
退職の日が翌年1月1日から4月30日までの方については、本人からの申出がない場合でも必ず未徴収税額を一括徴収してください。（地方税法321条の5②）
なお、当年6月1日から12月31日までの間は本人申出により一括徴収できます。
この場合、左欄の申し出期日の記入と押印をお願いします。

一括徴収できない理由 普通徴収を選択した場合、必ず記載して下さい。	
1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で一括徴収の希望がないため。	
2. 異動の日が1月1日から4月30日の間で、未徴収税額（上記ウ）の額を越える給与、退職金の支払がないため。	
3. 死亡による退職であるため。	
4. その他 理由（ ）	

特別徴収事務がスムーズに行われるように、新しい勤務先へは前もって税額をご連絡ください。

新しい勤務先については住所・名称が異なる場合がありますので、必ず勤務先に確認のうえ記入してください。

◎ 転勤 転勤等により新しい勤務先において【特別徴収】を希望される場合

転勤先 （特別徴収義務者）	フリガナ たかはるちようおおあさうしろかわうち	新 特別徴収義務者 指定番号	担当課・係名	残 税 額 80,000 円を 10 月分 から徴収するよう連絡済です。
	住所 〒889-4413 高原町大字後川内2635番地	1408	経理係	
	フリガナ たかはるぜいむむむしよ うしろかわうちてん	転勤先の 担当者名	川内 勇気	
名称	高原税務事務所 後川内支店	電話	0984 - 42 - 2119	

町処理欄	異 動 内 容	処 理 日	担当者	新 指 定 番 号	開 始 月